

日本大学社長会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

この会は、日本大学社長会（以下「社長会」という）と称する。

第2条 (目的)

社長会は、会員相互の親睦と福利増進を図り、自立・自助の精神に則り、学校法人日本大学との共生組織体としての機能を発揮し、母校の興隆発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

社長会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会報の発行及び各種出版物の刊行に関する事項
- ② 会員相互の福利厚生等に関する事項
- ③ 日本大学への寄付等支援に関する事項
- ④ 日本大学教職員の教育・文化活動への奨励及び助成に関する事項
- ⑤ 日本大学学生等の募集及び就職支援に関する事項
- ⑥ 日本大学と桜門社長会会員との交流全般に関する事項
- ⑦ 起業家育成支援に関する事項
- ⑧ その他桜門社長会が必要と認めた事項

第4条 (事務局)

社長会事務局を、日本大学桜門会館内または会長が指定する場所に置く。

第2章 会員

第5条 (会員資格)

社長会の会員となる資格は、以下の会員の中から、経営者、これに準ずる者、またはこれらにあった者のうち、幹事会の承認を得た者が有する。

- (1) 日本大学校友会正会員
- (2) 日本大学校友会推薦会員
- (3) 日本大学校友会賛助会員

2 幹事会は、前項に定める者の中から、本会の目的に賛同し、かつ品行が方正な者につき、社長会の入会を承認する。

第6条 (会費)

社長会の会費は、年額2万円とする。

2 社長会の幹事会費は、別に定める

。

第3章 名誉会長・名誉顧問

第7条（名誉会長・名誉顧問）

社長会に名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長・名誉顧問は、社長会に功績のあるものを、会長が委嘱する。

第4章 役員

第8条（役員）

社長会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 幹事 会員総数の2割以内

- 2 社長会役員は、日本大学校友会正会員のうちから（社長会会員に限る。）、総会の決議を経て選出する。ただし、会長に選出される者は、副会長または幹事を2年以上経験し、かつ社長会会員の5名以上の推薦を得ることを要する。
- 3 社長会役員は、幹事会を構成する。

第9条（監査の選出）

監査は、幹事のうちから、幹事会の承認により、選出する。

第10条（会計担当の選出）

会計担当は、幹事のうちから、幹事会の承認により、選出する。

第11条（役員の任期）

役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 顧問

第12条（顧問）

顧問は、日本大学校友会正会員のうちから、会長が指名し、幹事会が承認することにより選任する。

- 2 顧問の任期は、特に定めない。

第6章 役員の仕事

第13条（会長の職務）

会長は、社長会を代表し、会務を総括する。

第14条（副会長の職務）

副会長は、会長を補佐し、会長の命を受け、所管の業務を遂行する。

- 2 会長に事故あるとき、又は、欠けたときには、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理又は代行する。

第15条（幹事の職務）

幹事は、会計及び財務、並びに会務について監査し、その結果を幹事会に報告する。

第16条（監査の職務）

監査は、会計・財務並びに会務について監査し、その結果を総会に報告する。

第17条（会計担当の職務）

会計担当は、会計業務の会務を行う。

第7章 会議

第18条（会議の種類）

会議は、総会、会長・副会長会議、幹事会とし、会長が招集して議長となる。

第19条（総会）

総会は、年1回定期総会を開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、事業報告、収支決算報告、事業計画案及び収支予算案等の承認、並びに、会則の変更、役員
の選任及び規程等の制定・改廃その他必要な事項について審議決定する。
- 3 総会の招集については、総会期日の2週間前に、然るべき方法により、会議の目的・日時・場所等を通
知しなければならない。
- 4 やむ得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって
表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。
- 5 やむ得ない理由のため招集しての開催が困難な場合は、あらかじめ通知された事項について書面をも
って表決し、総会の決議とみなすことができる。

第20条（会長・副会長会議）

会長・副会長会議は会長が必要と認めたとき会長が招集し開くことができる。

- 2 会長・副会長会議は、総会の準備、入会の承認、監査・会計担当の選任、その他本会の会務の運営に
必要な事項を審議決定する。

第21条（幹事会）

幹事会は、年10回開催し、必要に応じ臨時幹事会を開くことができる。

- 2 幹事会は、総会の準備、入会の承認、監査・会計担当の選任、その他本会の会務の運営に必要な事
項を審議決定する。
- 3 やむ得ない場合は、会長・副会長会議をもって幹事会に代えることができる。

第22条（会議の決議）

会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって定足数とする。

- 2 委任事項を明示した書面をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。
- 3 議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条（委員会）

この会は総務・文教・財務・交流・広報・渉外に係る6委員会を設置する。但し、幹事会の承認により事業年度毎に統廃合することができる。

- 2 常設委員会の他、必要のある時は幹事会の承認により期間を定めた特別委員会を設置することができる

第24条（委員会の役職）

委員会には委員長を1名、副委員長を3名以内、委員若干名を置く、委員長は幹事会の中から会長が、副委員長は委員長が指名し、幹事会の承認を経て任命する。

第25条（委員会の職務分掌）

各委員会の職務分掌は原則として次の通りとする

総務委員会

1. 総会、幹事会開催に関する件
2. 会費の徴収
3. 褒賞、表彰、慶弔に関する件
4. 会員名簿の完備
5. 事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会資料のとりまとめ
6. 定款諸規定に関する事項
7. 物品、備品の保管、管理に関する事項
8. 各委員会の連絡調整事務及び他委員会に属さない事項

文教委員会

1. 自己啓発関連、経営に関する研修等
2. 産業、及び経済事情に関する研究
3. 新入会員の指導教育に関する事項
4. 社会福祉に関する立案・実施
5. その他会員開発に関する事項

財務委員会

1. 事務局及び財務管理
2. 収支予算書、決算書等の作成
3. その他費用に関する事項全般

広報委員会

1. ホームページ、SNS等に関する更新・管理
2. 他交友会との情報交換
3. 対外的PR及び情報関係への連絡
4. その他広報に関すること

交流委員会

1. 会員相互交流に関する事業の立案・運営
2. その他関係団体との交流事業の運営管理

渉外委員会

1. 各種会合への参加を促す
2. 日本大学をはじめとする関係諸団体との協力や連携依頼の窓口
3. 協力や連携の取り扱い方法を検討し、幹事会上程
4. 社長会のプレゼンス向上のための活動
5. 日本大学と関連する団体との連携を図る

第8章 支部

第26条（支部）

この会は、円滑な運営と会員相互の交流の促進を図るために、必要に応じてブロックを設け、支部を設置することができる。

- 2 支部の設置方法・運営については別に定める。

第9章 旅費

第27条（旅費の支給）

社長会会員が幹事会の事前または事後の承認を得て出張した場合は、下記のとおり旅費を支給する。

- (1) 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉への出張：1日あたり2,000円
- (2) その他の場合：実費の半額

第28条（実費の対象）

前条2号による実費の対象なるものは、交通費及び宿泊費に限り、その他のものは幹事会が事前または事後に決する。

- 2 交通費は、公共交通機関を使用し、経済的かつ適当な順路によって計算されたものに限る。ただし、幹事会の事前または事後の承認を得ることにより、自家用車またはタクシーを利用することができ、自家用車を利用する場合は、適正なガソリン代及び高速代を含むものとする。

第10章 慶弔金

第29条（慶弔金の支給）

社長会会員に対して、幹事会の事前または事後の承認により、慶弔金（本人のみ10,000円）を支給し、その他のものは幹事会が事前もしくは事後に決する。

第11章 資産及び会計

第30条（資産）

社長会の資産は、固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべて社長会の資産とする。

- (1) 資産から生ずる果実
- (2) 社長会年会費収入から日本大学校友会年会費を控除したもの
- (3) 役員年会費収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第31条（資産等の処分）

固定資産及び流動資産の処分については、幹事会の決議を要する。

第32条（資産の管理）

社長会の資産は、会長が管理し、銀行等の定期預金にするなど、安全確実な方法により管理するものとする。

第33条（経費）

社長会の経費は、第24条第2項の収入をもって充てる。

第34条（会計）

社長会の会計は一般会計をもって表示する。

第35条（予算）

予算は、幹事会の承認を得て、総会の議を経なければならない。

2 予算に著しい変更がある場合には、前項を準用し、補正するものとする。

第36条（決算）

決算は、会計年度終了後、4カ月以内に行い、これについて監事の意見を求めるものとする。

2 決算は、幹事会の承認を得て、総会の議を経なければならない。

第37条（余剰金の扱い）

決算において余剰金があるときは、積立金に編入するか、又は次会計年度に繰り越すものとする。

第38条（報告義務）

予算及び決算は、議決後遅滞なく、然るべき方法により、会員に報告しなければならない。

第39条（会計年度）社長会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12章 会員資格の喪失

第37条（会員資格の喪失）

社長会の会員たる資格は、下記各号に該当し、幹事会の決議を経ることにより喪失する。

- （1）年会費の支払いを怠ったとき
- （2）私的・公的を問わず、非違行為があったとき
- （3）その他第3条に定める目的に反する行為があったとき
- （4）その他本会の会員として不適切と認められる行為があったとき

2 前項の決議は、出席者の3分の2以上の決議によるものとする。

以上

附則

この会則は、2020年7月2日に遡り施行する。

（2012年5月30日制定）

（2012年5月31日施行）

（2013年5月16日改正）

（2016年5月17日改正）

（2019年5月22日改正）

（2021年6月29日改正）

（2022年7月13日改正）

（2024年6月6日改正）

（2025年5月31日改正）